

議案第106号

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（公共施設等運営権の設定等）

第9条 管理者は、次に掲げる水道事業の業務について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第1項に規定する実施方針として大阪市水道特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）を定め、これに従い、公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）運用に関する業務
- (2) 水道施設整備計画に関する業務
- (3) 水道施設維持管理に関する業務
- (4) 危機管理に関する業務
- (5) お客さまサービスに関する業務
- (6) 地域との共生に関する業務
- (7) その他管理者が定める業務

2 管理者は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとするときは、公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者を指名し、当該民間事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた民間事業者は、事業計画書その他企業管理規程で

定める書類を管理者に提出しなければならない。

- 4 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該書類を提出した民間事業者が実施方針に従い、第1項各号に掲げる業務を確実に行うことができると認めるときは、当該民間事業者を公共施設等運営権の設定を受けるべきものとして選定する。
- 5 管理者は、PFI法第16条の規定により、前項の規定により選定した民間事業者に公共施設等運営権を設定したときは、その旨を公告するものとする。PFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 公共施設等運営権を設定された民間事業者（以下「運営権者」という。）は、第3条第2項第1号アに定める給水区域に係る水道法第6条第1項の規定による水道事業の認可を受けなければならない。

（利用料金）

第10条 運営権者は、給水装置（大阪市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号。以下「給水条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。）の使用に係る利用料金を自らの収入として収受するものとする。

- 2 専用給水装置（給水条例第4条第1号に規定する専用給水装置をいう。）又は1戸当たりの共用給水装置（給水条例第4条第2号に規定する共用給水装置をいう。）の利用料金は、1月について次の表に定める額の範囲内において運営権者が定めた金額に、消費税額及び地方消費税額（1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。

基本料金	従 量 料 金		
	用 途	1立方メートルについて	
850円	一 般 用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	97円

		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	168円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	230円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	293円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	342円
		1,000立方メートルを超える分	358円
	業務用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	209円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	285円
		50立方メートルを超える分	358円
	湯屋用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超える分	58円

3 前項の表の「一般用」とは、次項及び第5項の用途以外の用途をいう。

4 第2項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当する営業（同項第2号及び第5号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的

(2) 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的

(3) 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的

(4) 一時的な事業活動その他の活動を行う目的

(5) その他前各号に掲げるものに類する目的

5 第2項の表及び前項第3号の「湯屋用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の営業を行う目的で使用する場合の用途をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年 2 月 16 日 提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、水道施設の運営に係る公共施設等運営権の設定に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 (抄)

(業務状況説明書類の提出)

第8条 省 略

(公共施設等運営権の設定等)

第9条 管理者は、次に掲げる水道事業の業務について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）第5条第1項に規定する実施方針として大阪市水道特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）を定め、これに従い、公共施設等運営権（P F I 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）運用に関する業務
- (2) 水道施設整備計画に関する業務
- (3) 水道施設維持管理に関する業務
- (4) 危機管理に関する業務
- (5) お客さまサービスに関する業務
- (6) 地域との共生に関する業務
- (7) その他管理者が定める業務

2 管理者は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとするときは、公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者を指名し、当該民間事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた民間事業者は、事業計画書その他企業管理規程で定める書類を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該書類を提出した民間事業者が実施方針に従い、第1項各号に掲げる業務を確実に行うことができると認めるときは、当該民間事業者を公共施設等運営権の設定を受けべきものとして選定する。

5 管理者は、P F I 法第16条の規定により、前項の規定により選定した民間事業者に公共施設等運営権を設定したときは、その旨を公告するものとする。P F I 法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたときも、同様とする。

6 公共施設等運営権を設定された民間事業者（以下「運営権者」という。）は、第3条第2項

第1号アに定める給水区域に係る水道法第6条第1項の規定による水道事業の認可を受けなければならない。

(利用料金)

第10条 運営権者は、給水装置（大阪市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号。以下「給水条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。）の使用に係る利用料金を自らの収入として收受するものとする。

2 専用給水装置（給水条例第4条第1号に規定する専用給水装置をいう。）又は1戸当たりの共用給水装置（給水条例第4条第2号に規定する共用給水装置をいう。）の利用料金は、1月について次の表に定める額の範囲内において運営権者が定めた金額に、消費税額及び地方消費税額（1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。

基本料金	従 量 料 金		
	用 途	1立方メートルについて	
850円	一 般 用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	97円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	168円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	230円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	293円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	342円
		1,000立方メートルを超える分	358円
	業 務 用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	209円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	285円
		50立方メートルを超える分	358円
	湯 屋 用	10立方メートルまでの分	10円
		10立方メートルを超える分	58円

3 前項の表の「一般用」とは、次項及び第5項の用途以外の用途をいう。

4 第2項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当する営業（同項第2号及び第5号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
- (2) 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
- (3) 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
- (4) 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
- (5) その他前各号に掲げるものに類する目的

5 第2項の表及び前項第3号の「湯屋用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の営業を行う目的で使用する場合の用途をいう。